

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 27 年 9 月 9 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）により、平成 28 年 1 月 1 日に、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に係る関係法令が施行されることに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）を一部改正するとともに、その他所要の整備を行う。

2. 改正の概要

（1）課税情報申告の取扱い等の見直し

株式等振替制度において、課税情報申告の通知事項である国税額について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額は除外する旨の定義を追加するための所要の改正を行う。

（規程第199条）

（2）区分口座体系の見直し

株式等振替制度において、非居住者非課税制度の適用を受ける振替新株予約権付社債を記録する場合における区分口座に係る制限を廃止するための所要の改正を行う。

（規則第15条の2、別表2）

（3）課税種別間の振替制限の廃止

株式等振替制度において、課税種別間の振替制限を廃止するための所要の改正を行う。

（規則第263条）

（4）その他規定等の整備

形式的な文言の修正等を行う。

（規則第342条）

3. 施行日

平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上